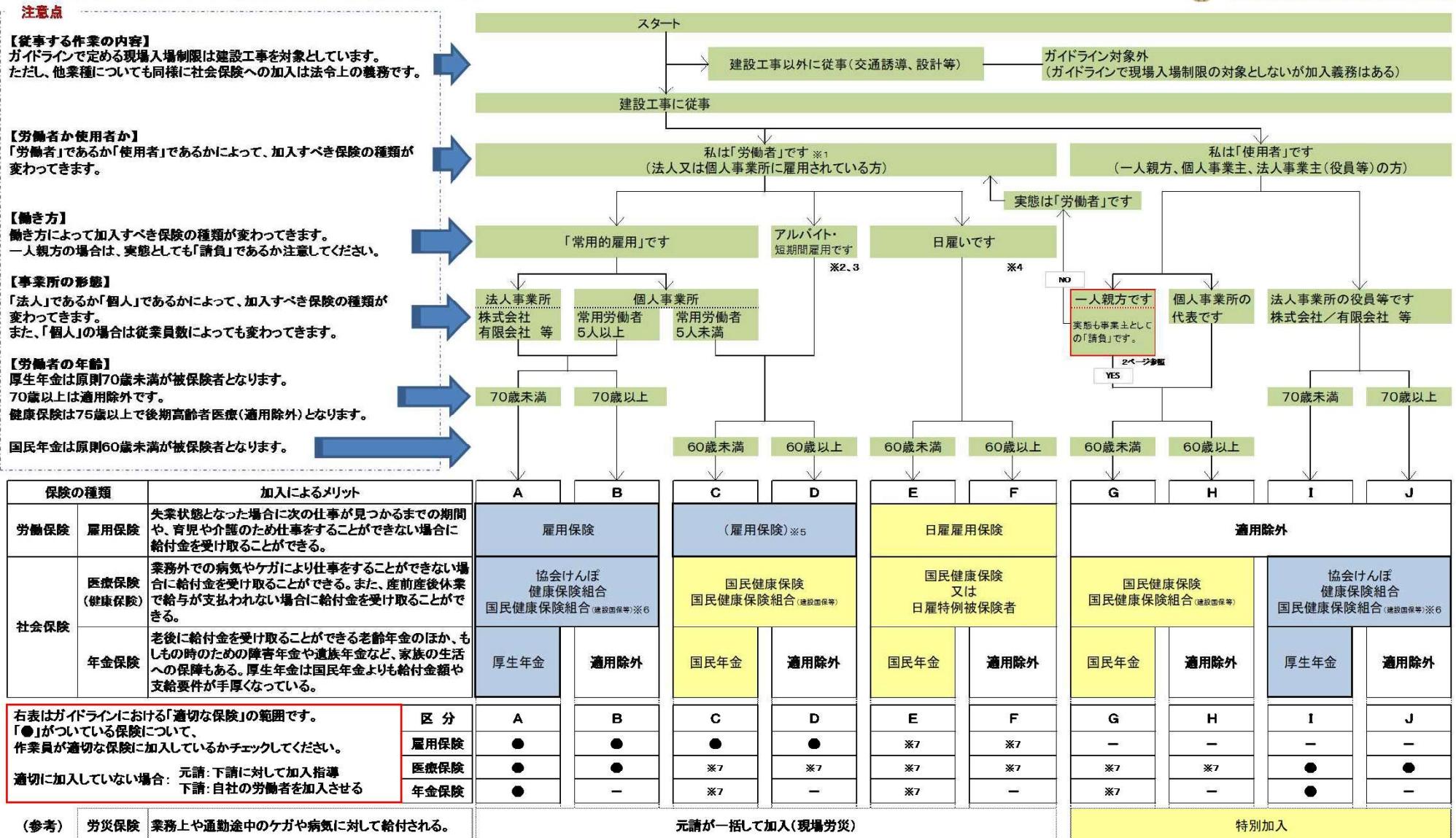


「適切な保険」を確認するためのフローチャート

(参考)平成30年1月26日事務連絡資料

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。		雇用保険				(雇用保険)※5				日雇雇用保険										適用除外	
社会保険	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合(建設医保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合(建設医保等)		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者				国民健康保険 国民健康保険組合(建設医保等)				国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合(建設医保等)※6			
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。		厚生年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外				
右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。 「●」がついている保険について、 作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。 適切に加入していない場合: 元請: 下請に対して加入指導 下請: 自社の労働者を加入させる		区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J											
(参考) 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。																							
				</																			